

令和7年度 在学募集要領【学校用】

広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係
(〒730-8514 広島市中区基町 9-42)

電話 (082) 513-4996

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金在学募集」としてください。)

制度概要(在学募集)

制度概要については、「令和7年度在学募集案内【申請者用】」を参照してください。

在学募集の周知等

申請については、生徒等が原則としてオンラインで情報を送信して行います。

支援が必要な生徒等が、申請漏れにより貸付を受けることができないことがないよう、奨学金制度及び在学募集開始の周知をお願いします。

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない生徒等から相談があった場合は、広島県教育委員会に連絡するよう指示してください。

県への推薦手続等

広島県教育委員会から生徒の在籍校に推薦調書の提出を依頼しますので、次の推薦基準等に基づき推薦してください。

また、申請内容に不備や疑義がある場合は、申請を差し戻す又は広島県教育委員会の担当者から保護者等へ直接電話連絡等をしますが、保護者等と連絡が取れない場合は、学校に問い合わせをすることがありますので、その際は協力をお願いします。

推薦基準等について

推薦に当たっては、申請者が「学習状況が良好であること」を確認して推薦してください。

「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

1 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと）

生徒指導上の問題行動とは、暴力行為、飲酒・喫煙、金銭（品）強要（恐喝）、暴走行為、窃盗・万引、性に関する問題行動、薬物乱用行為等をいいます。

2 学習意欲があると認められること

日々の学習状況、生活態度等により判断してください。

ポイント

学習状況が良好であるか否かを判断するに当たっては、生徒の優れた点や長所、生徒自身の成長や可能性、努力の過程、改善の状況等、生徒の状況を把握し、学業や生活態度等から総合的に判断してください。

奨学金の貸付決定等

広島県教育委員会において申請された内容を審査の上、5月中旬から7月中旬に奨学生を決定する予定です。生徒の在籍校に「貸付決定通知書」又は「貸付不承認決定通知書」を送付しますので、該当者に交付してください。

貸付金の交付に必要な誓約書の提出等については、その際に通知します。

【参考】

令和7年度 在学募集に係る事務手続の流れ(第1回締切分)

